

A 様

世田谷区監査委員	萩	原	賢	一
同	阿	部	能	章
同	山	口	裕	久
同	津	上	仁	志

住民監査請求について（通知）

令和元年6月6日付け31世監第35号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限定されており、当該地方公共団体の住民は、これら財務会計上の行為又は怠る事実のいずれかに該当すると認めるときに、監査委員にその監査と非違の防止、是正の措置とを請求することができるものである。

本件請求において、請求人は、（ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係る請求人の申請を世田谷福祉事務所（世田谷総合支所生活支援課）が却下したこと、（イ）当該却下に関する通知が14日以内に行われていないことを問題としているものと解される。

しかし、（ア）の申請に対する却下は、当該住宅扶助に係る申請を拒否する処分であって、これにより何らの財務的処理を伴うものではないのであるから、上記からまでの財務会計上の行為のいずれにも該当しないことは明らかであり、また、上記及びの怠る事実にも該当しない。

また、（イ）の却下に関する通知についても、生活保護法に基づき当該却下の決定を請求人に伝えるという行政一般の事務処理に過ぎず、上記からまでの財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を欠くものとして不適法であり、却下が相当である。

令和01年06月07日

世田谷区監査委員会 御中

監査請求状	
監査請求人	〒 (住所)東京都世田谷区 (氏名)A (電話番号)
被請求人	〒154-8504 (住所)東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 (氏名)世田谷区役所 生活支援課全職員 (電話番号)03-5432-1111
上記当事者間の地方自治法第251条第1項による自治紛争は、日本国憲法若しくは、地方自治法若しくは、生活保護法若しくは、東京都条例、規則何れにも該当しない、世田谷区役所生活支援課全職員の監査を請求する。	
監査請求の趣旨	
生活保護法第14条第1項による住宅扶助申請に対しては、生活保護法第33条第各項目の別紙監査請求理由状記載とおり行え。	
監査請求の理由	
別紙監査請求理由状記載とおり。	
事実証明書	
別紙事実証明状記載とおり。	
必要な措置を講ずべきこと	
別紙必要な措置を講ずべきこと決定状記載とおり。	

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所及び電話番号は省略し、氏名は仮名とした。

事実証明書その他の書類の添付は省略した。